

川崎市病院局告示第3号

川崎市立川崎病院及び川崎市立井田病院の診療費等収納事務の委託について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項に規定する指定公金事務取扱者を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示します。

令和8年4月24日

川崎市病院事業管理者 伊藤大輔

1 指定公金事務取扱者の住所及び名称

横浜市西区みなとみらい3丁目1番1号
株式会社 横浜銀行

東京都中央区日本橋本石町4丁目6番7号日本橋日銀通りビル5階
地銀ネットワークサービス株式会社

東京都港区港南1丁目8番27号日新ビル12階
株式会社しんきん情報サービス

北海道札幌市中央区南9条西5丁目421番地
株式会社セイコーマート

東京都千代田区二番町8番地8
株式会社セブン-イレブン・ジャパン

東京都港区芝浦三丁目1番21号
株式会社ファミリーマート

広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1
株式会社ポプラ

千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1
ミニストップ株式会社

東京都千代田区岩本町3丁目10番1号
山崎製パン株式会社

東京都品川区大崎1丁目11番2号
ゲートシティ大崎イーストタワー
株式会社ローソン

- 2 公金の徴収若しくは収納の種類
川崎市立川崎病院及び川崎市立井田病院の診療費等収納事務

- 3 委託期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで